

官報(号外)

昭和二十七年年度一般会計予算補正(第一号)
昭和二十七年年度特別会計予算補正(特第一号)
昭和二十七年年度政府関係機関予算補正(機第一号)
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の締結について承認を求めめる件
同日本院は、衆議院回付の左の本院提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の両院協議会成案を可決した旨衆議院に通知した。
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
会成案
同日本院は、左の件につき公共企業体等仲裁委員会の裁定中第一項は昭和二十七年十一月以降実施するものとしてこれを承認することを議決した旨衆議院に通知した。
公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件(国鉄裁定に関する件)

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。
国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案審査報告書
運輸委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
運輸委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号
同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。
農林漁業金融公庫法
日本国有鉄道法の一部を改正する法律
日本国有鉄道法の一部を改正する法律
日本専売公社法の一部を改正する法律
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律
中小漁業融資保証保険特別会計法
造船局特別会計法等の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
電気及びガスに関する臨時措置に関する法律
電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律

農山漁村電気導入促進法
保安庁法の一部を改正する法律
検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
保安庁職員給与法の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律
平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律
農業改良助長法の一部を改正する法律
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

昨日二十五日衆議院から左の議案を提出した。
道路整備費の財源等に関する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
昭和二十七年産分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。
飼料供給安定法案可決報告書
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和二十七年産分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案可決報告書
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一昨日内閣委員長から調達庁、保安庁、管区監査局等の機構に関する実地調査のため長崎県及び福岡県に、竹下豊次君、松原一彦君を、明年一月十二日より同月二十五日までのうち九日間。
大蔵委員長から金融、租税行政等に関する実地調査のため福島県、宮城県及び山形県に、大矢半次郎君、大野幸一君を、愛知県、三重県及び奈良県に菊川孝夫君、伊藤保平君を、京都府、大阪府及び兵庫県に中川以良君、小宮山常吉君、堀木鎌三君を、明年一月中、八日間、福岡県、熊本県及び鹿児島県に木村福八郎君、菊田七平君、平沼彌太郎君を明年一月中、十日間。
厚生委員長から母子福祉貸付金、同和事業等に対する地方の実情等を調査するため京都府、奈良県及び和歌山県に藤森眞治君、堂森芳夫君、常岡一郎君を、兵庫県、岡山県及び広島県に草薙隆圓君、河崎ナツ君を、岡山県及び広島県に井上なつみ君を、明年一月十日より同月末日までのうち六日間、栃木県、群馬県及び長野県に中山壽彦君、山下義信君を明年一月十日より同月末日までのうち五日間。
水産委員長から漁村金融状況及び漁港整備状況等に関する実地調査のため宮城県及び福島県に松浦清一君、千田正君を、三重県及び愛知県に片

(参事朗読)

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。参事に報告させます。

御眞吉君、木下源吉君を明年一月二十日までのうち四日間、和歌山県及び兵庫県に秋山俊一郎君、木下辰雄君を明年一月二十日までのうち五日間。

郵政委員長から郵政事業の運営状況に關する実地調査のため、大阪府及び京都府に大島定吉君、駒井藤平君を、大分県及び佐賀県に柏木庫治君、城義臣君を、愛知県及び石川県に野田俊作君、三木治朗君を明年一月五日より同月二十日までのうち七日間。

電氣通信委員長から電氣通信事業の國營より公社へ移管後における運行状況等に關する実地調査のため、愛知県、大阪府、兵庫縣及び京都府に楠瀬常雄君、新谷寅三郎君を、茨城県、宮城県、福島県及び栃木県に水橋藤作君、池田七郎兵衛君を、愛媛県及び広島県に溝淵春次君、尾崎行輝君を会期中、六日間。

労働委員長から鉱山労働者を中心とするけい肺病患者増加の事情を調査するため、栃木県に安井謙君、村尾重雄君、片岡文重君、重盛壽治君、堀眞琴君を明年一月二十日までのうち二日間。

経済安定委員長から国土総合開発に關する実地調査のため、福岡県、熊本県及び長崎県に境野清雄君、佐々木良作君、須藤五郎君を明年一月中、八日間。

昭和二十七年十二月二十六日 参議院會議録第十七号 議員派遣の件 飼料供給安定法案

決算委員長から昭和二十五年決算會計検査院検査報告批難事項等に關する実地調査のため、徳島県、香川県及び高知県に松平勇雄君、カニエ邦彦君、飯島連次郎君を、熊本県及び長崎県に宮本邦彦君、岩男仁藏君、奥むめお君を明年一月中、九日間、愛知県及び三重県に長谷山行毅君、島村軍次君、小酒井義男君を明年一月中、六日間、広島県及び山口県に棚橋小虎君、中川幸平君、滝井治三郎君を明年一月中、七日間。

圖書館運営委員長から圖書館施設及びその運営状況に關する実地調査のため熊本県、鹿児島県及び宮崎県に徳川宗敬君、木内キヤウ君を明年一月中、十日間。昨日運輸委員長から、飛行場の返還及び新飛行場建設問題等に關する実地調査のため、北海道に小野哲君、仁田竹一君を明年一月中、六日間、大阪府、香川県に植竹春彦君、高木正夫君、鈴木清一君を明年一月中、五日間、福岡県、熊本県、鹿児島県に一松政二君、小泉秀吉君を、福岡県、熊本県に前之園喜一郎君を、福岡県、鹿児島県に内村清次君を明年一月中、八日間。

以上の日程を以てそれら派遣された委員の要求書が提出された。

○議長(佐藤尚武君) この際、お諮りいたします。只今報告いたしました各

常任委員長の要求通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて各常任委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、飼料供給安定法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長山崎恒君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
飼料供給安定法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年十二月二十四日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

〔目的〕
第一条 この法律は、政府が輸入飼料の買入、保管及び売渡を行うことにより、飼料の供給及び価格の安定を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。
〔定義〕
第二条 この法律において「輸入飼料」とは、輸入に係る麦類、ふすま、とうもろこしその他農林大臣が指定するものであつて、飼料の

用に供するものと農林大臣が認めたるものをいう。
〔飼料供給計画〕
第三条 農林大臣は、毎年、輸入飼料の買入、保管及び売渡に關する計画(以下「飼料供給計画」という)を定める。

〔飼料の買入〕
第四条 政府は、飼料供給計画に基き、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第十一條第二項の規定により大麦及び小麦を買い入れるの外輸入飼料(大麦及び小麦を除く。以下本条において同じ)を買い入れることができる。

2 前項の規定による輸入飼料の買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは指名競争契約又は隨意契約によることができる。
〔飼料の売渡〕
第五条 政府は、飼料供給計画に基き、その買入れた輸入飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による輸入飼料の売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は隨意契約によることができる。

3 第一項の規定により輸入飼料の売渡をする場合の予定価格は、当該飼料の原価にかかわらず、国内の飼料の市価その他の経済事情を参し、やくし、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める。
4 第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡については、食糧管理法第四條ノ三第一項の規定を適用しない。
〔売渡の附帯条件〕
第六条 政府は、前条の規定により輸入飼料を売り渡す場合は、その相手方に対し、売渡に係る輸入飼料(これを原料又は材料として製造した飼料を含む)の譲渡又は使用に關し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を附することができる。

2 政府は、前項の規定により条件を附されて輸入飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る輸入飼料の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により条件を附されて輸入飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、第四條第二項又は第五條第二項の規定による入札の方法による競争に加わらしめないのである。

3 農林大臣は、第一項の規定により条件を附されて輸入飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、第四條第二項又は第五條第二項の規定による入札の方法による競争に加わらしめないのである。

三一九

(飼料の需給がひつ迫した場合の特例)

第七条 政府は、国内の飼料の需給がひつ迫し、その価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会に

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者につき準用する。

(売渡の価格等の公表)

第八条 政府は、第五条第一項の規定により輸入飼料を売り渡したとき又は前条第一項の規定により条件を附して小麦を売り渡したときは、省令の定めるところにより、

(報告の徴取等)

第九条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要がある

と認めるときは、省令の定めるところにより、輸入飼料の輸入業者、倉庫業者、販売業者若しくは加工業者又は第七条第一項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者から、輸入飼料又は条件を附されて売渡を受けた小麦から

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証券を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(飼料需給安定審議会) 第十条 この法律の適正な運用を図るため、農林省に飼料需給安定審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に依り、飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議する。

3 審議会は、飼料の需給及び価格の安定のために必要な事項に関

し、その議決により、農林大臣に随時意見を述べることが出来る。

4 審議会は、農林大臣及び委員三十人以上をもつて組織する。

5 委員は、左に掲げる者とす

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 関係行政機関の職員のうちから農林大臣が任命した者 五人以内

四 飼料に関し学識経験のある者、農業者の団体を代表する者、飼料の消費者を代表する者その他飼料の関係者のうちから農林大臣が任命した者 十七人以内

6 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

9 委員は、非常勤とする。

10 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關

し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項) 第十一条 この法律において政令に

委任するものの外、この法律実施のための手続その他その執行に關して必要な事項は、農林省令で定める。

附則 (施行期日) 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して百二十日をこえない期間内において、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の改正) 2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。 飼料需給安定法(昭和 年法律第 号)の規定による飼料の買入、売渡、保管又は検査に関する一切の歳入歳出は、当分の間本会計の所屬とする。この場合において、第

「中央作況決定審議 農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。」

二条、第三条、第六条第一項及び第六条ノ五中「食糧」とあるのは「食糧及飼料」と読み替へるものとす

(農林省設置法の改正) 3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 飼料需給安定法(昭和 年法律第 号)に

「飼料需給計画を定めること。 及び飼料需給計画を定めること。」

第四号第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二 輸入飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。

第三十四条第一項の表中

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。」

「山崎恒君登壇、拍手」 ○山崎恒君 只今議題となりました飼料需給安定法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

畜産の振興は、飼料問題の解決なくしてはその完遂を期することが困難であります。而して飼料の価格を引下げ、これを安定せしめるためには、先ず以て飼料の供給の絶対量を増加する

ことが肝要であるとの見解の下に、政府は食糧管理特別会計によつて輸入飼料の買入、保管及び売渡を行い、飼料の需給の円滑と価格の安定を図り、以て畜産振興に寄与せんとする目的を以て、本法草案が提案せられたのでありまして、その内容の概要を申し上げますと、買入及び売渡の対象となる飼料は、輸入にかかるとる麦類、ふすま、とうもろこし、その他農林大臣の指定したものでありまして、農林大臣は、毎年飼料の需給計画を策定し、政府はこの計画に基いて飼料の買入又は売渡を行い、買入価格については、別段の規定が設けられていないのでありますが、政府所有の飼料の売渡価格は、原価にかかわらず国内の飼料の市価その他の経済事情を参酌し、畜産業経営の安定を旨として農林大臣が定める予定価格によることとし、売渡に当つては、その相手方に必要な条件を付けることができることとなつております。又飼料の需給が逼迫してその価格が著しく騰貴した場合、特別措置として、政府が所有する小麦を売渡す場合、相手方に對して、その小麦から生産されるふすまの処分に対して必要な条件を付け得ることとなつており、なお本法の運用の適正を期するため、農林省に飼料需給安定審議会を設置することとなつております。

委員におきましては、大蔵委員会の代表の参加もあり、各方面に亘つて

慎重審議を尽くしたのでありまして、これが詳細は会議録によつて御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りまして、島村委員から、本法の施行に当り、本法が飼料の需給の円滑及び価格の安定のため、真に所期する成果を遺憾なく発揮することができるよう当局の善処を求め、これが実施のため必要な手続的措置を遺憾なくならしめ、食糧管理特別会計の運用を誤ることなく、審議委員の人意に慎重を期して、ボスを排除し、又実需者団体の選定を厳正に行ひ、法の運用の公正を図るべきである趣旨の希望を付して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、

日程第三、昭和二十七年分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案、

する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上、両案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長油井賢太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十七年十二月二十五日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「地方団体に対して交付する。」を「地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。」に改め、同條第二項を次のように改める。
2 各地方団体に対して交付すべき

普通交付金の額は、当該地方団体の普通財政需要額が普通財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」といふ。)とする。但し、各

地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付金の総額をこえる場合においては、左の式により算定した額とする。

第十條に次の一項を加える。
5 普通交付金の総額が、第二項本文の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付金の額の合算額をこえる場合においては当該超過額は当該年度の特別交付金の総額に算入し、同項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付金の額の合算額に満たない場合においては当該不足額は当該年度の特別交付金の総額の一部をもつて充てるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分分地方財政平衡交付金から適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
昭和二十七年分分地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十七年十二月二十五日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付金の総額をこえる場合においては、左の式により算定した額とする。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十七年十二月二十五日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年分分地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案
昭和二十七年分分地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

昭和二十七年分分地方財政平衡交付金のうち普通交付金の算定に用いる単位費用は、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十二條第一項及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第六十六号)附則第二項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに左の表の経費の種類に掲げる経費及びその測定単位の欄に掲げる測定単位について、それぞれその単位費用の欄に定めるものとする。

昭和二十七年十二月二十六日 参議院會議録第十七号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十七年十二月二十六日 参議院會議録第十七号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外一件

道府県		市町村		
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用	
道府県	一 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	三〇〇
	1 道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	三〇〇
	2 橋りよりの費	河川の延長	一メートルにつき	三三六
	3 河川費	港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき	一五三
	4 港湾費	人口	一人につき	一〇六
	5 その他の土木費	面積	一平方キロメートルにつき	四九七〇〇
	二 教育費	児童数	一人につき	二二〇〇
	1 小学校費	学級数	一学校につき	二〇一六〇〇
	2 中学校費	生徒数	一人につき	三〇六三〇〇
	3 高等学校費	学級数	一学校につき	二六六〇〇〇
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二四一八〇〇
	三 厚生労働費	人口	一人につき	七五八〇〇
	1 社会福祉費	児童福祉施設入所者数	一人につき	六二七
	2 衛生費	被生活保護者数	一人につき	二二二〇〇
	3 労働費	保健所数	一所につき	六六〇〇〇〇
四 産業経済費	工場事業場労働者数	一人につき	二二二〇〇	
1 農業行政費	失業者数	一人につき	二二二〇〇	
2 林野行政費	耕地の面積	一町歩につき	六二五〇〇	
3 水産行政費	農業(畜産業を含む)の従業者数	一人につき	九〇〇〇〇	
4 商工行政費	民有林野の面積	一町歩につき	八六〇〇〇	
5 戦災復興費	水産業の従業者数	一人につき	八八〇〇〇	
	商工業の従業者数	一人につき	八〇〇〇〇	
	戦争に因る被災地の面積	一坪につき	三〇〇	
市町村	六 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき	六四二
	1 徴税費	人口	一人につき	一五〇〇〇
	2 その他の諸費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	六
	七 公債費	人口	一人につき	一四四〇〇
	一 警察消防費	人口	一人につき	六三三
	1 警察費	人口	一人につき	一四四〇〇
	2 消防費	人口	一人につき	一四四〇〇
	二 土木費	人口	一人につき	一〇六
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	四九七〇〇
	2 橋りよりの費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	三〇〇
	3 港湾費	港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき	一五三
	4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一〇七
	5 その他の土木費	人口	一人につき	六三三
	三 教育費	面積	一平方キロメートルにつき	四九七〇〇
	1 小学校費	児童数	一人につき	六九七〇〇
2 中学校費	学級数	一学校につき	二二二〇〇〇	
3 高等学校費	学級数	一学校につき	二六六〇〇〇	
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二四一八〇〇	
四 厚生労働費	人口	一人につき	七五八〇〇	
1 社会福祉費	児童福祉施設入所者数	一人につき	六二七	
2 衛生費	被生活保護者数	一人につき	二二二〇〇	
3 労働費	保健所数	一所につき	六六〇〇〇〇	
五 産業経済費	工場事業場労働者数	一人につき	二二二〇〇	
	失業者数	一人につき	二二二〇〇	

六 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき	300
七 その他の行政費			
1 徴 税 費	市町村税の税額	千円につき	200
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	200
八 公 債 費			
3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	200
	人口	一人につき	200
	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金	一円につき	200

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金について適用する。

〔油井賢太郎君登壇、拍手〕

○油井賢太郎君 只今、議題となりました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

本法案は地方財政平衡交付金法中、普通交付金の額の算定に關し、次の点について所要の改正を行わんとするものであります。即ち改正の第一点は、

現在地方団体に対する普通交付金の算定方法は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額、即ち財源不足額に普通交付金の総額を按分して算定しているため、税収入が少いため財源不足額の多い地方団体が、却つて多く減額交付されるといふ結果を招いているが、これは地方財政平衡交付金制度の本旨たる均衡化の精神にも副われないわけであるから、各地方団体について算定せられた財源不足額の合算額が、普通交付金の総額を超える場合は、当該超過額を各地方団体の基準財政需要額に按分し、この按分した額を当該地方団体の財源不足額から控除した額を以

て、その地方団体に交付すべき普通交付金の額とすることであり、

第二点は、交付金総額の九二%と法定された普通交付金の総額が、各地方団体について算定された普通交付金の額は当該年度の特別交付金の総額に算入することとする半面、法定された普通交付金の総額が、各地方団体について算定された普通交付金の額の合算額に不足する場合は、当該不足額は、特別交付金の総額の一部を以て当てるものとするのであります。

地方行政委員会においては十二月十六日、本多國務大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府側との間に質疑応答を行い審査を重ねましたが、その詳細については会議録によつて御覧願うこととし、次に質疑応答の主なものを一、二御紹介いたします。

即ち「本法案の狙つてゐる普通交付金算定方式の改正の必要は、どこに主眼点があるのか」との質問に対しては、政府側より、「現行の方法では、財源不足の多い地方団体が平衡交付金の配分上却つて不利な取扱を受けるから、そういう不合理を是正して各地方団体に均衡、公平を期したいのが改

正の主な狙いである」旨の答弁がありました。「この改正方式によつて算定した各地方団体ごとの普通交付金額は、平衡交付金二百億円の増額に伴う単位の増額によつて、大体同様の割合で増加する見込であるかどうか」との質疑に対しては、政府側より、「行政項目の種類によつて異なるから、必ずしも一樣ではない見込である」旨の答弁がありました。

かくて十二月二十五日討論に入り、採決の結果、多数を以て、本法案は衆議院送付原案の通りこれを可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位の費用の特例に關する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく地方財政平衡交付金法に規定する基準財政需要額の算定に用いられる土木費、教育費等の各行政項目ごとの単位費用は、行政項目ごとに標準的な条件を備えた団体又は施設を想定し、これらの団体又は施設に配置せらるべき職員の数、備えらるべき器具の種類等から算出された当該行政

項目について必要な経費のうち、地方税又は平衡交付金を以て賄われるべき額を、当該団体又は施設の経費測定の単位と定められたものの数値で除して決定されたものであります。従つて例

えば給与改訂が行われる場合には、これらの団体又は施設に配置されるものとされた職員の給与に要する経費は増加しますので、これらの団体又は施設において当該行政項目について必要な経費を測定する数値で除して定められる単位費用はそれだけ増加するわけであり、かような意味におきまして本法案は、本年十一月からの国家公務員の給与改訂に準ずる地方公務員の給与改訂に要する経費、本年十一月から発足しました市町村教育委員会の設置に要する経費等を基準財政需要額に算入するため、道府県分、市町村分とも橋梁費、港湾費、社会福祉費のうち被生活保護者数を測定単位とするもの、戦災復興費及び公債費のそれらの単位費用を除く、殆んど全部の単位費用を改正せんとするものであります。

次に本法案は、昭和二十七年年度だけの特例を定める形式に相成つておりますが、その理由は、政府の説明によれば、本年度以降の地方財政平衡交付

金に用いる単位費用の改正については、実施を予定されている義務教育費国庫負担制度、児童保護措置費国庫負担制度等の関係があり、来年度の国の予算の見通しを得てからにしたほうが適当と考えられるので、差当りは昭和二十七年年度の平衡交付金に用いる単位費用を改正することとしたいというのであります。なお今回の改正案による単位費用によつて算定いたしますと、平衡交付金の交付を受けている地方団体の基準財政需要額の全国の見込額は、道府県分二百一十一億四千万円、市町村分六十三億三千二百万円、合計百八十四億四千万円の見込であります。普通交付金の増加額は、修正予算に計上された平衡交付金の増加額二百億円の九二%に当る百八十四億円でありますから、給与改訂等に伴う基準財政需要額の増加額は、右平衡交付金の増加額を以て充足できる見込であります。

地方行政委員会におきましては、十二月十六日、本多國務大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府側との間に質疑応答を行い、本案の審査を重ねましたが、その詳細については会議録によつて御覧願うこととし、次に質疑応答の主なものを二、三を御紹介いたします。

第一に、「政府はこの法案により單位費用の二部改正を行うほか、總理府令により補正係数にも若干改正を加える見込だと言いが、それによつて折角技術的事務的に算定された基準財政需要額、従つて平衡交付金の額が、自治庁の自由裁量或いは一部の政治的勢力等によつて、不当に歪められるような虞れはないか」との質問に対しては、本多國務大臣より、「補正係数は未だ法律化されていないが、補正係数の定め方は、地方財政審議会に諮つた上で地方側にも示されるので、御心配のようないことは起らないはずである。併し補正係数の安定といふことは望ましいことであるから、これが法律化を促進し、昭和二十八年度から適用したい方針で準備を進めている」旨の答弁がありました。次に、「地方団体において努力の結果、財源不足額を少くしたものが、却つて平衡交付金の配分上不利な取扱を受ける虞れなきや」との質疑に対しては、政府側より、「基準財政需要額と基準財政収入額は、いずれも客観的な一定の基準によつて算定されるものであるから、御心配のようないことは起らない」旨の答弁がありました。

か、当面応急の措置についても十分審処したい」旨の答弁がありました。かくて十二月二十五日、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て、本法案は衆議院送付原案の通り、これを可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先ず地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の單位費用の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案可決報告書

人事委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
人事委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長寺尾豊君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年十二月二十四日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「参事二人、主事三人及び」を「参事及び主事各三人並びに」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔寺尾豊君登壇、拍手〕

○寺尾豊君 只今議題となりました裁判官弾劾法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、裁判官訴訟委員会の事務処理の実際を鑑みまして、裁判官訴訟委員会事務局の参事一人を増員するため、衆議院から提出されたものであります。

本委員会といたしましては、あらかじめその内容について検討いたし、一応これを承認したのであります。このたび法律案として提出されるに及び、改めまして審査いたしました結果、全会一致を以て、可決すべきものと議決いたしました。

御報告いたします。(拍手)

○議長退席、副議長着席

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第四より第九までの請願及び日程第十より第十二までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長小泉秀吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔小泉秀吉君登壇、拍手〕

○小泉秀吉君 只今上程になりました請願六件、陳情三件につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

日程第四から第九までの請願及び日程第十、第十一の陳情は、鉄道の貨物運賃及び小荷物運賃並びに等級改正に関するものであります。委員会におきましては、いずれも固有鉄道運賃法の一部改正の法律案を審議の際、十分検討いたしましたのであります。政府の意見を質したところ、本件の中には、今回貨物の運賃等級を改正するに際し、すでに軽減の措置をとつたものもあり、今後更に検討を加えたいとの考えを持つてゐるものもあることとでありました。

次に、日程第十二は、主として国鉄裁定の完全実施等に関するものであります。この点につきましては、委員会におきましては、その要望の趣旨は妥当と認めました。

以上の請願六件及び陳情三件は、審議の結果、いずれも願意を妥当と認め、議院の會議に付することを要し、内閣

に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、人事委員長報告に係る岐阜県御嵩、中町兩村の地域給に関する請願外百四十四件の請願及び静岡縣熱海市の地域給に関する陳情外十五件の陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長田定蔵君。

岐阜県御嵩、中町兩村の地域給に関する請願

北海道神恵内村の地域給に関する請願(二件)

北海道初山別村の地域給に関する請願

北海道泊村の地域給に関する請願(二件)

北海道厚岸町の地域給に関する請願

北海道帯広市の地域給に関する請願

北海道留寿都村の地域給に関する請願

兵庫県加古川市外二箇町村の地域給に関する請願

岐阜県土岐町の地域給に関する請願

岐阜県朝日村の地域給に関する請願(二件)

岡山県津山市の地域給に関する請願

北海道上富良野町の地域給に関する請願(二件)

三重県尾鷲町の地域給に関する請願

福岡県前原町の地域給に関する請願

秋田県横手市の地域給に関する請願(二件)

北海道網走支庁管内の地域給に関する請願

高知県宿毛町の地域給に関する請願

福岡県京都郡の地域給に関する請願

福岡県須恵村の地域給に関する請願(二件)

岐阜県神岡町の地域給に関する請願(二件)

岐阜県古川町の地域給に関する請願

岐阜県小坂町の地域給に関する請願(二件)

愛知県岡崎市の地域給に関する請願

福岡県南畑村の地域給に関する請願

福岡県南郷町の地域給に関する請願(二件)

兵庫県神崎郡の地域給に関する請願

山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願(二件)

山口県小串町の地域給に関する請願

福岡県三潁郡の地域給に関する請願

福岡県早良郡の地域給に関する請願

福岡県田隈村の地域給に関する請願

福岡県内野村の地域給に関する請願

福岡県入部村の地域給に関する請願

福岡県藤山村の地域給に関する請願

愛知県新城町の地域給に関する請願

広島県国立原療養所所在地の地域給に関する請願

北海道神居村の地域給に関する請願

福岡県桜野村の地域給に関する請願

福岡県貞給寺村の地域給に関する請願

福岡県元岡村の地域給に関する請願

福岡県雷山村の地域給に関する請願

福岡県大野町の地域給に関する請願

福岡県南郷町の地域給に関する請願

福岡県福岡町の地域給に関する請願

北海道留雨市の地域給に関する請願

福岡県御笠村の地域給に関する請願

東京都三多摩地区の地域給に関する請願

岐阜県宮村の地域給に関する請願(二件)

岐阜県温知村の地域給に関する請願

奈良県帯解町の地域給に関する請願

埼玉県小川町の地域給に関する請願

愛知県春日井市の地域給に関する請願

宮崎市の地域給に関する請願(二件)

福岡県山口村の地域給に関する請願

福岡県古川村の地域給に関する請願

島根県の地域給に関する請願

静岡県興津町の地域給に関する請願

大分県杵築町の地域給に関する請願

福岡県白河市の地域給に関する請願

新潟県高田市等の地域給に関する請願

長崎県江迎町外六箇町の地域給に関する請願

栃木県烏山町の地域給に関する請願

福岡県船越村の地域給に関する請願

福岡県水穂村の地域給に関する請願

福岡県筑陽村の地域給に関する請願

兵庫県相生市の地域給に関する請願

福岡県秋月町の地域給に関する請願

東京都浅川町、横山村の地域給に関する請願

高知県窪川町の地域給に関する請願

昭和二十七年十二月二十六日 参議院會議第十七号 議事日程追加の件 岐阜県御嵩、中町兩村の地域給に関する請願外百六十件

昭和二十七年十二月二十六日 参議院會議録第十七号 岐阜県御嵩、中町西町の地域給に関する請願外百六十件

<p>願 福岡県糸島郡の地域給に関する請願</p> <p>願 静岡県有度村の地域給に関する請願</p> <p>願 福岡県日佐村の地域給に関する請願</p> <p>願 秋田県能代市の地域給に関する請願(二件)</p> <p>願 兵庫県豊岡市の地域給に関する請願</p> <p>願 富山県の地域給に関する請願</p> <p>願 宮崎県日南市の地域給に関する請願</p> <p>願 静岡県熱海市の地域給に関する請願(三件)</p> <p>願 静岡県三島市の地域給に関する請願(二件)</p> <p>願 福島県若松市の地域給に関する請願(三件)</p> <p>願 埼玉県行田市の地域給に関する請願(二件)</p> <p>願 宮崎県の地域給に関する請願</p> <p>願 高知県本山町の地域給に関する請願</p> <p>願 神奈川県箱根地区の地域給に関する請願</p> <p>願 神奈川県南下浦町の地域給に関する請願</p> <p>願 富山県倉垣村の地域給に関する請願</p> <p>願 宮崎県本庄町の地域給に関する請願</p>	<p>神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県埼玉村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県春日部町の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県下忍村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県荒木村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県南河原村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県太田村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県中条村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県星宮村の地域給に関する請願</p> <p>願 埼玉県太井村の地域給に関する請願</p> <p>願 新潟県直江津町の地域給に関する請願</p> <p>願 新潟県の地域給に関する請願</p> <p>願 三重県の地域給に関する請願</p> <p>願 福岡県草野町の地域給に関する請願</p> <p>願 福岡県大牟田市の地域給に関する請願</p> <p>願 福岡県新宮村の地域給に関する請願</p> <p>願 宮崎県高千穂町の地域給に関する請願</p>	<p>願 熊本県多良木町の地域給に関する請願</p> <p>願 秋田県の寒冷地手当に関する請願(二件)</p> <p>願 岐阜県朝日村外二箇村の寒冷地手当に関する請願</p> <p>願 新潟県下保倉村の寒冷地手当に関する請願</p> <p>願 公務員の給与ベース改訂に関する請願(二件)</p> <p>願 駐留軍労働者の退職金現金化に関する請願(二件)</p> <p>願 教職員給与準則制定に関する請願</p> <p>願 公務員の給与ベース改訂等に関する請願(十三件)</p> <p>願 静岡県熱海市の地域給に関する陳情</p> <p>願 静岡県三島市の地域給に関する陳情</p> <p>願 千葉県芹川町の地域給に関する陳情</p> <p>願 岐阜県御嵩町の地域給に関する陳情</p> <p>願 岐阜県神岡町の地域給に関する陳情</p> <p>願 静岡県の地域給に関する陳情</p> <p>願 奈良県の地域給に関する陳情</p> <p>願 静岡県浜松市の地域給に関する陳情</p> <p>願 福岡県日佐村の地域給に関する陳情</p> <p>願 埼玉県の地域給に関する陳情</p> <p>願 北海道の石炭手当に関する陳情</p>	<p>国立大学附属学校教員の給与体系確立に関する陳情</p> <p>願 中学校教職員の給与ベース改訂等に関する陳情</p> <p>願 公務員の越冬資金に関する陳情</p> <p>願 教職員の給与ベース改訂等に関する陳情(二件)</p> <p>〔審査報告書は都合により附録に掲載〕</p> <p>〔門田定藏君登壇、拍手〕</p> <p>○門田定藏君 只今、議題となりました請願六百五件及び陳情六十七件につきまして、人事委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。</p> <p>先ず公務員の地域給に関する請願は五百八十二件、陳情は六十一件であります。これらはそれらの地域における物価その他の事情から、現行支給割合を引上げ、又は新たに指定されたいとの要望であります。その大半、即ち請願四百六十件、陳情五十一件は、今般衆議院で修正し、本院で可決いたしました地区分改訂により、その願意が認められたものであります。その他は願意を採択し、政府をして十分に研究の上、所要の措置を講ぜしめる必要を認め、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。</p> <p>次に、公務員の給与ベース改訂に関する請願十五件、陳情三件は、それぞれ最低生活保障給一万六千八百円ベース、或いは人事院勧告の実施並びに年</p>	<p>末手当二カ月分を要望し、寒冷地手当に関する請願四件は、それらの市町村の地理的気象条件が、去る七月の人事院勧告で取上げられた地域と何ら異なるところがないので、然るべき地域に指定されたいとの要望であり、石炭手当に関する陳情一件は、北海道在勤の公務員に対する石炭手当の額が、法定の量を入手するに足りないもので、その不足分を予算に計上されたいとの趣旨であります。</p> <p>次に、教職員給与準則制定に関する請願一件は、教職員の給与準則制定に関して、世上いわゆる三本建築が流布されているが、大学教授と小、中、高校教員の二本建を採用されたいとの要望であり、国立大学附属学校教員の給与体系確立に関する陳情一件は、これらの者は、地方教員と同様の職務のほか、特殊の任務も果しておるのに、給与が同一水準のため、優秀な人材を得られないから、別に合理的な給与体系を確立されたいとの趣旨であり、公務員の越冬資金に関する陳情一件は、石川県三谷村の国立療養所の職員は、近隣の金沢市より高い物価と本年の大水害のため懸念されているので、越冬資金を支給されたいとの要望であります。</p> <p>最後に、駐留軍労働者の退職手当現金化に関する請願二件は、先般、日米安全保障条約発効後、引続き駐留軍労働者となつた者に対しましては、それ</p>
---	--	---	---	--

以前に連合国軍労働者として在勤した期間に於いて退職手当を精算し、その支給は、将来駐留軍労働者でなくなつたときに行き旨の立法がなされたのでありますが、精算も終了した今日、なお不安定な状態におかれてゐるので、速かにその現金化について必要な措置をとらねばならぬと要望であります。

人事委員会といたしましては、これらの願意をおおむね妥当なもの認め、政府をして十分検討の上、適切な措置を講ぜしめる必要があるものと認め、これら請願、陳情を議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。

右報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 給員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は、決定次第、公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、職員派遣の件

昭和二十七年十二月二十六日、参議院会議録第十七号 岐阜県御嵩、中町兩町の地域給に関する請願外百六十件

- 一、日程第一 飼料供給安定法案
- 一、日程第二 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案
- 一、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四乃至第九の請願
- 一、日程第十乃至第十二の陳情
- 一、岐阜県御嵩、中町兩町の地域給に関する請願外百四十四件
- 一、静岡県熱海市の地域給に関する陳情外十五件

出席者は左の通り。

議長	佐藤 尚武君
副議長	三木 治朗君
議員	館 哲二君 竹下 豊次君
	高橋龍太郎君 高田 寛君
	高木 正夫君 島村 軍次君
	西郷吉之助君 杉山 昌作君
	楠見 義男君 木下 辰雄君
	片柳 眞吉君 小野 哲君
	奥 むめお君 岡本 愛祐君
	岡部 常君 伊藤 保平君
	石黒 忠篤君 山本 勇造君
	山川 良一君 村上 義一君
	森 入三三君 宮城タマヨ君
	三浦 辰雄君 前田 穰君
	早川 慎一君 波多野林一君
	野田 俊作君 中山 福蔵君

徳川 宗敬君	田村 文吉君
小林 政夫君	小宮山常吉君
大矢半次郎君	郡 祐一君
廣瀬與兵衛君	岡崎 眞一君
加藤 武徳君	植竹 春彦君
山本 米治君	古池 信三君
小杉 繁安君	石川 榮一君
木村 守江君	西山 龜七君
大谷 繁清君	一松 政二君
深水 六郎君	草葉 隆圓君
徳川 頼貞君	大島 定吉君
黒田 英雄君	小林 英三君
中川 以良君	寺尾 豊君
山縣 勝見君	松野 鶴平君
中山 壽彦君	小串 清一君
野田 卯一君	重宗 雄三君
大野木秀次郎君	入交 太蔵君
宮田 重文君	杉原 荒太君
秋山俊一郎君	石村 幸作君
小泉 秀吉君	長谷山行毅君
高橋進太郎君	堀 末治君
安井 謙君	平林 太一君
長島 銀蔵君	平沼彌太郎君
小瀧 彬君	上原 正吉君
楠瀬 常雅君	岡 伊能君
瀧淵 春次君	池田宇右衛門君
鈴木 恭一君	北村 一男君
小野 義夫君	白波瀬米吉君
石原幹市郎君	島津 忠彦君
松浦 清一君	大屋 晋三君
泉山 三六君	黒川 武雄君
橋尾 龍君	山田 節男君
河崎 ナツ君	成瀬 勝治君

小酒井義男君	田中 一君
下條 恭兵君	高田なほ子君
加藤シヅエ君	吉川末次郎君
若木 勝蔵君	榊 繁夫君
矢嶋 三義君	羽生 三七君
中田 吉雄君	相馬 助治君
曾根 益君	菊川 孝夫君
藤原 道子君	門田 定蔵君
山下 義信君	棚橋 小虎君
小笠原三三男君	内村 清次君
須藤 五郎君	池田七郎兵衛君
竹中 七郎君	千田 正君
小川 久義君	駒井 康平君
堀木 鏡三君	林屋龜次郎君
木内 四郎君	油井賢太郎君
紅露 みつ君	櫻内 辰郎君
吉田 法晴君	栗柄 越夫君
稻垣平太郎君	松浦 定義君
山崎 恒君	鬼丸 義齊君
野澤 勝君	木内キヤウ君
谷口弥三郎君	大隈 信幸君
岩男 仁蔵君	松原 一彦君
深川榮左エ門君	深川タマエ君
国務大臣	
文部大臣	岡野 清豪君
厚生大臣	山縣 勝見君
国務大臣	緒方 竹虎君
国務大臣	大野木秀次郎君
国務大臣	本多 市郎君
政府委員	
法制局長官	佐藤 達夫君
自治庁次長	鈴木 俊一君

昭和二十七年十二月二十六日 参議院會議録第十七号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部

十 円

發行所

東京郵政管理局
大藏省印刷局
電話九段四番一五
振替東京一九〇〇官報